



Contents

特許侵害

明細書に誤記のある特許発明についてサポート要件違反と判断した事例(特許法36条6項1号)

東京地裁(46部)令和6年3月27日判決〔自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置特許事件〕

審決取消

審決取消訴訟の判決の拘束力と既判力

知財高裁(2部)令和6年3月25日判決〔半田付け装置事件〕

著作権

「漫画村」サイト運営者に対して著作権侵害に基づく損害賠償請求が認められた事例

東京地裁(47部)令和6年4月18日判決〔漫画村事件〕

不正競争

アマゾンへの商標権侵害の申告が不正競争行為に該当すると判断した事例(不競法2条1項21号)

大阪地裁(26部)令和6年3月18日判決〔簡易トイレ事件〕

事務所 *News*

執筆情報のご案内

特許侵害

明細書に誤記のある特許発明についてサポート要件違反と判断した事例
(特許法36条6項1号)

松井 鴻
PROFILEはこちら

裁判例はこちら

東京地裁(46部)令和6年3月27日判決(令和5年(ワ)第70114号)裁判所ウェブサイト
〔自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置特許事件〕

1 事案の概要等

本件は、発明の名称を「自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置」とする特許第4960929号の特許(「本件特許」)に係る特許権(「本件特許権」)を有する原告(X)が、被告(Y)が販売している自動二輪車の電子制御装置が発明(本件特許の請求項1、7に記載された発明(順に「本件発明1」、「本件発明2」。総称して「本件発明」)の技術的範囲に属するとして、Yに対し、特許権侵害による損害賠償請求等を行った事案です。

また、本件では、Xが、本件特許の請求項及び明細書の記載に誤記があると主張しており、Xはこれらの誤記について別途訂正請求を行っていました(本件口頭弁論終結時において、本件訂正請求による訂正は確定していませんでした¹)。

そして、本件では、①属否論、③損害論、②サポート要件(特許法36条6項1号)違反その他の無効事由の有無が争点となりました。裁判所は、争点③につき、誤記に関するXの主張に触れつつ、本件発明はサポート要件を欠くと認定し、その余の争点については判断するまでもないとして、Xの請求を棄却しました。

そこで、本稿では、サポート要件違反に関する判断についてご紹介します。なお、本件発明1及び本件発明2のいずれについてもサポート要件違反が争われましたが、本件発明2に関する判断は本件発明1に関する判断とほぼ同様であるため、本件発明1に関する判断に絞ってご紹介します。

本件発明1に係る特許請求の範囲の記載は下記のとおりです。

- 1A 所謂自動二輪車であり少なくとも2つの車輪を有する車両に用いられるブレーキ制御装置であって、
- 1B 該ブレーキ制御装置は、車体速検出装置と、車両挙動検出装置と、ECU(コントロールユニット)と、制動装置と、で構成され、
- 1C 車体速検出装置は、車輪速センサーであって、検出された信号より車両走行速度を得て、

- 1D 車両挙動検出装置は、進行方向に対して左右ロール方向と左右横方向の状態を検出するセンサーであって、該検出された信号により傾斜角速度(Ψ)と横加速度(G_{ken})を得て、
- 1E ECUは、検出された信号演算と車両挙動に応じた目標制動力演算及び制動装置へ制動指令を行うものであって、
- 1F 前記信号演算として、横加速度を検出する加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った補正後の横G(G_{hosei})の導出方法を少なくとも有し、
- 1G1 制動装置は、前記ECUからの制動指令により車両を減速させる機構であって、
- 1G2 エンジンブレーキとブレーキディスクへの加圧減圧の手段を有し、
- 1H 当該車両において、前記傾斜角速度(Ψ)と前記補正後の横G(G_{hosei})の組み合わせにより、車両挙動が判断され、
- 1I 該車両挙動に応じた目標制動力が決定され、前記車輪で制動がされ、制動によりロール方向の挙動の抑制が図られること、を特徴とする車両ブレーキ制御装置。

2 裁判所の判断の概要

本件では、特許請求の範囲の記載のうち、特に、構成要件1F及び1Hの「横G(G_{hosei})」に関連して、本件発明1がサポート要件を充足するかが中心に問題となりました。

前提として、本件明細書の記載から裁判所が認定した本件発明の意義は下記概要のとおりです。

- 傾斜走行を伴う自動二輪車等の安全装置である自動ブレーキ装置を実現するため、自動二輪車等の傾斜角を検出する方式が提案されてきた。しかし、これまでの横Gセンサーの計測値から算出した検知方法では、走行中は、遠心力の作用により、横Gセンサーの計測値から傾斜角度を算出すること

¹ 本稿作成時点(令和6年5月20日)においても確定しておりません。

次ページへ続く ➔

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

ができなかった。また、角速度センサーのみを用いる方法では、誤認識をしてしまう可能性があった。

- 本件発明は、自動二輪車等について、走行時の横Gセンサーと角速度センサーを関連付けることによって、従来は、正確な傾斜角の検出ができなかった諸問題を解決して、車両の走行状態での正確な横Gを検出し、ひいては、横Gセンサーと角速度センサーを関連付けることにより、車両の挙動を把握することが可能になり、車両挙動を安定化するための自動ブレーキ装置の実現を目的とするものである。

裁判所は、本件発明の意義と特許請求の範囲の記載から、構成要件1F及び1Hの「横G(Ghosei)」は、従来はできなかった正確な傾斜角の検出を行うなどした上で算出された、車両の傾斜走行状態での正確な横Gであり、横加速度を検出する加速度センサーの検出値を基に、これに補正をかけて得られる値であると認定しました。

そのうえで、裁判所は、下記概要のとおり理由から、本件発明1は、本件明細書に記載された説明で、本件明細書の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとはいえないし、当業者が技術常識に照らし、発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとはいえない²として、本件特許はサポート要件違反である旨判断しました。特に、「横G(Ghosei)」の算出する方法を記載した式とされる「式A」について、当業者はおおよそ「式A」を用いて車両制御に利用可能な「横G(Ghosei)」が算出できると理解できるものではないとしました(下線は筆者による。以下同じ)。

- 本件明細書には、センサーによる検出結果を補正して横Gを算出する方法として、
$$\text{Ghosei} = \text{Gken} - (\Psi \cdot \text{Rhsen}) \quad (\text{式A})$$
との記載がある³。
- 「Gken」は、実際の走行傾斜時に検出される検出横Gであるとされ、「 Ψ 」は傾斜角速度、「Ghosei」は Ψ を用いたGkenの

補正後の横Gであるとされている(なお、「Rhsen」について、本件明細書には定義がないものの、車体を垂直にしたときのセンサ取り付け位置の高さであることを一応推測できる。)、その「Ghosei」は、本件発明の課題として言及されている「正確な横G」であると理解することができる。そして、式Aは、その体裁から、「横Gセンサー」で検出されたGkenと「角速度センサー」で検出された Ψ を用いて「正確な横G」を算出する方法を記載した式であると理解できる。

- しかしながら、「 $\Psi \cdot \text{Rhsen}$ 」からは、傾斜角は算出されないし、式Aから、傾斜角を算出することなく「正確な傾斜角の検出ができなかった諸問題」が解決されていると理解することもできない。さらに、Ghosei及びGkenは、加速度の次元(長さ/時間²(註:2乗の意))を有し、 $\Psi \cdot \text{Rhsen}$ は速度の次元(長さ/時間)の次元を有していることから、式Aは物理学上、明らかに意味を持たない式である。
- しかしながら、特許請求の範囲には、その演算について、従来の課題を解決するに足りる構成は記載されていない。また、本件明細書の発明の詳細な説明をみても、関係する記載は式Aの他に、センサーによる測定値を基に「正確な横G」を算出する方法についての記載はない。本件明細書の式Aが、一応、上記の演算であると理解することはできるが、他に、関係する記載はない。そして、式Aは本件発明の課題とされている傾斜角を算出しない上、そもそも物理学上意味をなさない式であり、当業者はおおよそ式Aを用いて車両制御に利用可能な横G(Ghosei)が算出できると理解できるものではない。

関連して、Xは「式A」について、誤記であり、当業者はX主張の「式A'」が正しい式であると理解できると主張していましたが、裁判所は、下記概要のとおり、当業者は、「式A」に何らかの誤りがあると理解することはできても、「式A'」に訂正する以外の方法はないと理解できるとは認定できないと判断しました⁴。

- Xは、本件明細書の記載には誤記があり、式Aは誤記と主張

² 知財高判平成17年11月11日(平成17年(行ケ)第10042号。偏光フィルム事件大合議判決)の判断基準と基本的に同様の判断基準と思われます。

³ 後記のとおり、Xが誤記であると指摘している箇所です。

⁴ その他、Xは、式Aの訂正と整合するように、他の部分についても訂正請求を行っていましたが、裁判所は、本件明細書の式Aに関する記載部分を訂正すると、体裁前の問題なかった明細書の記載の趣旨が理解できなくなったり、整合しなくなってしまう旨も指摘しています。

[次ページへ続く](#) ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

する。構成要件1Fの「演算」については、式Aのみが当たり得るところ、式Aは次元の異なる物理量の差し引きをしていることから物理学上意味をなさない式であり、当業者は、式Aに何らかの誤りがあると理解することができるといえる。この点について式Aについて、Xが主張するとおり

$Ghosei = Gken - (\dot{\Psi} \cdot Rhsen)$ (式A') (ただし、「 $\dot{\Psi}$ 」は傾斜角加速度)

の誤記であると理解すれば、減算される物理量の次元が異なるという問題については解消される。しかし、次元を整える目的のみであれば、その訂正の方法は式A'とすることに限られるものではないのであり、他に解消方法を考え得るのであり、その考え得る解消方法が物理法則やそれを踏まえた技術常識等に照らして不合理であることを認めるに足りる証拠はない。そうすると、式Aの記載のみから、どのような誤記であるかのかが一義的に定まるものであるとはいえない。

- 次元の違いによる問題を解消する方法はXが主張する訂正に限られるものではなく、また、式Aの内容等から、次元の違いによる問題を解消するためには、式A'に訂正する以外の方法はないと当業者が理解できると認めるに足りる証拠はない。

3 まとめ

「横G(Ghosei)」の算出方法を記載した式とされる明細書記載の「式A」に誤記があったところ、本判決は、当該誤記に関して、「式A」が「横G(Ghosei)」を算出する式として成立しておらず、また、X主張の訂正方法(「式A'」)が一義的に導かれるわけではない旨認定し、そのうえで、本件発明1がサポート要件違反であると判断しました。

本件は、明細書に誤記がある特許発明のサポート要件充足性について具体的に判断を行った事案であり、実務の参考になると考え、ご紹介させていただきました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

審決取消訴訟の判決の拘束力と既判力

古庄 俊哉
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和6年3月25日判決(令和5年(行ケ)第10069号)裁判所ウェブサイト〔半田付け装置事件〕

裁判例はこちら

1 はじめに

本件は、発明の名称を「半田付け装置、半田付け方法、プリント基板の製造方法、および製品の製造方法」とする被告Yの特許(本件特許)の請求項1、2及び4ないし7に係る発明(本件各発明)についての特許無効審判請求を不成立とした審決(本件審決)に対して、原告Xが提起した審決取消訴訟です。

本件において、裁判所は、先になされた審決取消訴訟における取消判決の拘束力(行政事件訴訟法33条1項)及び請求棄却判決の既判力(行政事件訴訟法7条、民事訴訟法114条)について判示しています。そこで、本稿では、まず本件訴訟に至る経緯を概括したうえで、裁判所の判断を紹介したいと思います。

2 本件訴訟に至る経緯

本件訴訟に至る経緯を概括すると、以下のとおりです。

- (1) Xは、令和元年11月12日、本件各発明に係る本件特許について特許無効審判の請求をしました。
- (2) 特許庁は、令和3年10月8日、本件発明1、2及び5ないし7(本件発明1等)に係る本件特許を無効とし、本件発明4に係る本件特許に対する審判請求は成り立たない旨の第一次審決をしました。その理由は次のとおりです。
 - ア 本件発明1等は、いずれも本件出願日前に当業者が引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものである。
 - イ 本件発明4は、本件出願日前に当業者が引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものとはいえない。
- (3) Yは、令和3年11月13日、第一次審決のうち本件発明1等に係る本件特許を無効とした部分の取消しを求める訴えを提起し、Xは、同月16日、第一次審決のうち本件発明4に係る本件特許に対する審判請求は成り立たないとした部分の取消しを求める訴えを提起しました。
- (4) 知財高裁は、Yの訴えに係る事件及びXの訴えに係る事件を併合審理した上、令和4年8月31日、Yの請求を認容し、第一次審決のうち本件発明1等に係る本件特許を無効とした部

分を取り消すとともに、Xの請求を棄却する旨の第一次判決を言い渡し、第一次判決は、その後確定しました。第一次判決の理由は、次のとおりです。

- ア 本件発明1等は、いずれも本件出願日前に当業者が引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものとはいえない。
 - イ 本件発明4は、本件出願日前に当業者が引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものとはいえない。
- (5) 特許庁は、令和5年5月22日、本件各発明に係る本件特許についての審判請求は成り立たない旨の本件審決をしました。本件審決の理由は次のとおりです。
 - ア 本件発明1等は、いずれも本件出願日前に当業者が引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものとはいえない。
 - イ 本件発明4は、本件出願日前に当業者が引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものとはいえない。
 - (6) Xは、令和5年6月29日、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起しました。本件訴訟におけるXの主張の概要は、次のとおりです。
 - ア 本件発明1等と引用発明との間に本件構成に係る相違点2及び相違点4は存在しないというべきである。しかるところ、本件審決は、このような相違点があることを前提に、本件発明1等に係る本件構成は、いずれも本件出願日前に当業者が引用発明に基づいて容易に想到し得たものとはいえないと判断した点において判断を誤っている。
 - イ 本件発明4は、本件出願日前に当業者が引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものであるから、その進歩性を認めた判断は誤りである。
- ### 3 本件訴訟における裁判所の判断
- (1) 本件訴訟において、裁判所は、以下のとおり判断してXの請求を棄却しました。
 - ① 本件審決のうち本件発明1等に係る本件特許に対する無効審判請求は成り立たないとした部分は、第一次判決の拘

[次ページへ続く](#) ➔

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

束力に従ってされたものであるから、Xは、本件審決の引用発明に基づく本件発明1等の進歩性判断の違法を主張することができない。

- ② 本件審決のうち本件発明4に係る本件特許に対する審判請求は成り立たないとした部分は、第一次判決の既判力により、Xは、引用発明に基づく本件発明4の進歩性欠如を主張することができない。

本判決の理由は、概要、次のとおりです(下線は筆者によります)。

(2) 本件発明1等に係る審決取消判決の拘束力について(①)

- 再度の審判請求において、本件発明1等が本件出願日前に当業者において第一次判決が認定判断した同一の引用例に記載された発明に基づき容易に発明をすることができたか否かにつき、審判官が第一次判決とは別異の事実を認定して異なる判断を加えることは、第一次判決の拘束力により許されないのであるから、本件審決は、第一次判決の拘束力に従ってされた限りにおいて適法であるとされなければならない。
- そして、第一次判決の拘束力に従ってされた本件審決の取消訴訟(本件訴訟)において、第一次判決の認定判断(本件発明1等が本件出願日前に当業者において引用発明に基づき容易に発明をすることができたものとは言いえないとの認定判断)を否定する関係当事者の主張立証は許されないことになるから、Xは、本件訴訟において、このような主張立証(本件発明1等の引用発明に基づく進歩性欠如の主張立証)をすることができないというべきである。
- したがって、引用発明に基づいて本件発明1等が進歩性を欠く旨Xが主張することは許されない。

(3) 本件発明4に係る請求棄却判決の既判力について(②)

- 第一次判決は、本件発明4につき、これが本件出願日前に当業者において引用発明に基づき容易に発明をすることができたものとは言いえないと判断して、これと同じ判断をした第一次審決を是認し、Xの請求を棄却したものである。そして、第一次判決は、その後確定したのであるから、引用発明に基づき、本件発明4が進歩性を欠くとは言いえないとした第一次審決に違法性がないことは、既判力をもって確定されていると

いうべきである。

- 本件で問題となっているのは、本件審決の違法性であって、第一次審決の違法性ではないが、Xが、本件訴訟において、引用発明に基づき、本件発明4が進歩性を欠く旨主張し、進歩性欠如を否定した本件審決の判断部分が違法である旨主張することは、実質的にみれば、第一次審決の違法性に関し既判力が生じている部分(同じ引用発明に基づき進歩性がないとはいえないとの判断)について、これと異なる判断を求めるものとして、許されないというべきである。

4 コメント

本件発明1等及び本件発明4の容易想到性について、審決及び判決の判断をまとめると、以下の表のようになります。

	本件発明1等	本件発明4
第一次審決	容易想到	容易想到でない
第一次判決	容易想到でない (請求認容(審決取消)判決)	容易想到でない (請求棄却判決)
本件審決	容易想到でない	容易想到でない
本判決	第一次判決の 拘束力 により、本件審決の違法の主張×	第一次判決の 既判力 により、本件審決の違法の主張×

特許無効審判の審決が審決取消訴訟の判決において取り消され、その判決が確定した場合、特許庁はその判決に記載された認定判断に拘束され、再度の審決においてこれに反する審決をすることができなくなります。これを審決取消判決の拘束力(行政事件訴訟法33条1項)といいます。また、審決取消訴訟において、請求棄却判決が確定すると、審決に違法性がないことについて既判力(行政事件訴訟法7条、民事訴訟法114条)が生じ、既判力が生じた判断について別途争うことはできなくなります。

本件の判決には、審決取消訴訟の判決の拘束力と既判力がいかなる範囲で生じるのかについて、実務上の参考となる考え方が示されているかと思い、紹介させていただきました。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

「漫画村」サイト運営者に対して
著作権侵害に基づく損害賠償請求が認められた事例小山 隆史
PROFILEはこちら

東京地裁(47部)令和6年4月18日判決(令和4年(ワ)第18776号)裁判所ウェブサイト〔漫画村事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、大手出版社であるX1、X2及びX3の3社が、漫画(「本件作品」)の各著作権者から本件作品を出版及び公衆送信することにつきそれぞれ出版権又は独占的利用権の設定を受けているところ、Yが、海賊版サイト「漫画村」(「本件サイト」)¹において、本件作品の画像データを自動公衆送信(送信可能化を含む。)²したことは、本件作品に係るXらの出版権又は独占的利用権を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案です。対象となるYの行為は、平成29年6月～同30年4月までの間のもので、Xらの主張する損害額は著作権法114条3項(主位的主張)又は1項(予備的主張)に基づくところ、前者に基づく損害額(弁護士費用相当損害金を含む。)として、X1は4億5083万9961円、X2は4億7692万3161円、X3は10億183万9410円を請求しました。本件では、①Yによる権利侵害(公衆送信(送信可能化を含む。))、②Yの故意の有無、③Xらの損害額、④消滅時効の成否が問題となりました。本稿では、①(特に公衆送信・送信可能化について)及び③を取り上げます。

2 Yによる公衆送信・送信可能化の有無

裁判所は、Yの本件サイトへの関与を証拠上認定した上で、Yは本件サイトにおいて、第三者の設置したサーバコンピュータに存在する画像データを、本件サイトのサーバにリバースプロキシ²の設定をすることにより閲覧可能としていたと認定しました。具体的には、本件サイトのサーバは、インターネット回線に接続し、リバースプロキシの設定により第三者サーバから送信された画像データを、不特定多数のユーザーによる本件サイト上の本件作品のサムネイル又はURLのクリック等に応じて、自己にキャッシュされたデータに基づき(本件サイトのサーバに画像

データのキャッシュがある場合)、又は第三者サーバから画像データの送信を受け(キャッシュがない場合)、CDNサービス³を通じて、ユーザーによる本件作品の画像データの閲覧を可能とするものと認定しました。

そうすると、本件サイトのサーバは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置であり、これに第三者サーバから取得した本件作品の画像データを記録し(画像データのキャッシュがある場合)、又は画像データが記録された第三者サーバの当該画像データを記録保存している部分を自己の公衆送信用記録媒体として加え(キャッシュがない場合)、これにより、公衆からの求めに応じ自動的に公衆送信し得るようにしたものと見え、Yは、本件サイトのサーバにより本件作品の画像データを送信可能化(著作権法2条1項9号の5イ)したものと認められると判断しました。

Yは、リバースプロキシ設定等を通じて、本件サイトのURLにアクセスすることによって、第三者によって既にアップロードされ、インターネットを通じて一般に閲覧可能であった画像データについて閲覧を可能とする設定を行ったが、このような行為は、第三者により既にインターネット上において「自動公衆送信し得る」状態を作出されていた侵害コンテンツに誘導するものにすぎないから、送信可能化には当たらないと主張しましたが、裁判所は上記のとおり判断してこの主張を排斥しました。

またYは、上記Yの行為は、いわゆるリーチサイト等、ウェブサイト侵害コンテンツの所在を示すリンクを貼る行為(筆者注:本件の対象行為が行われた時点では著作権法の規制対象ではありませんでした。)と等価であって、送信可能化には当たらないとも主張しましたが、裁判所は、リーチサイトでは画像デー

¹ 本件サイトでは、ユーザーが漫画等の画像ファイルをストリーミング形式で閲覧することが可能でしたが、OSやブラウザの機能を用いて各画像ファイルをユーザー端末に保存することも可能でした。

² リバースプロキシとは、オリジンサーバ(本件では第三者サーバ)とユーザー(本件サイトの閲覧者)との間のデータ送信を中継する機能又はその機能を有するサーバ(本件では本件サイトのサーバ)をいいます。リバースプロキシには、一般的に、オリジンサーバのセキュリティや匿名性を高めると共に、送信されるデータをキャッシュ(一時保存)することによりオリジンサーバへの負荷を軽減する機能があります。

³ 本件サイトは、クラウドプレア社が提供するCDN(Content Delivery Network)サービスを利用していました。同社のCDNサービスは、世界各地にCDNサーバを設置し、画像データ等をCDNサーバにキャッシュしておくことで、ウェブサイトへアクセスしようとするユーザーに対し、物理的に最も近いCDNサーバデータからデータを配信し、これにより上記サイトの通信速度を確保するなど、データ伝送の効率化を図ることができ、かつ、CDNサーバのプロキシ機能により、セキュリティと共に上記ウェブサイトのサーバの匿名性が高まるという特徴があります。

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

タが第三者サーバから直接ユーザーに提供されており、本件サイトのサーバを介し、本件サイトのサーバによるものとして提供される本件とは異なる旨を指摘して、この主張も排斥しています。

さらに裁判所は、Xらが提出した調査会社の報告に基づき、本件サイトに本件作品が掲載されており、本件作品全てについて公衆送信に供されていたことを認定しました。

3 損害額の認定

裁判所は、Xらの主位的主張である著作権法114条3項に基づく損害額の主張について検討しました。

本件サイトでは、ユーザーは本件作品を無償で閲覧することができますが、本件作品は、Xらが、販売価額(税込)の金額で、Xら又はX1の完全子会社の電子配信サイトで電子配信され、又は、コミック単行本等として販売されていたものであり、Xらは、本件作品に係る出版権又は独占的利用権に基づき、これらの販売による利益を受けていたと認定しました。また、本件サイトでは、ユーザーはストリーミング形式で閲覧することが想定されていましたが、広告の視聴等の制約を受けることなく閲覧が可能であり、また、自己の端末に保存することも可能であったことから、ユーザーにとっては、本件サイトにアクセスしさえすれば何らの制限なく本件作品を無償で閲覧可能な状態に置かれるといえたと述べ、実質的には、ユーザーが本件サイトにアクセスする都度、電子配信された本件作品を購入したのと異なる状態が実現されていると評価できると判示しました。

裁判所は、これらの事情その他本件に表れた一切の事情を総合的に考慮し、Yによる侵害行為に対し、Xらが本件作品に係る出版権又は独占的利用権の行使につき「受けるべき金銭の額に相当する金額」(著作権法114条3項)の算定にあたっては、「販売価額(税込)」の金額から10%を控除した金額に、各作品の閲覧数を乗じた額とすることが相当であると判示しました。

閲覧数等については、Xらが提出した本件サイトにおける掲載作品及びアクセス等の調査結果によると、全体で、作品タイトル数8223冊、作品巻数7万2577巻の作品が掲載されており、また、平成29年6月～同30年4月の間における本件サイトのアクセス総数は5億3781万超(月平均4889万2057回)、平均滞在時間は19分18秒でした。裁判所は、上記調査結果に基づいて、平成29年6月～同30年4月の間の本件サイトへのアクセス総数を5億3781万超と推計し、また、本件サイトの平均滞在時間は約

20分程度とされるところ、この平均滞在時間は、漫画作品1巻を閲覧するのに一応十分な時間といえるとしてしました。以上から、本件サイトにアクセスしたユーザーが1アクセス当たり漫画1巻を閲覧したとすると、上記期間中、本件サイトにおいては、合計5億3781万巻の閲覧があったと推計しました。また、上記調査時に本件サイトに掲載されていた作品巻数は7万2577巻とされるから、本件サイトにおける本件作品1巻当たりの平均閲覧数は、7410回を下回らないとしてしました。

その結果、著作権法114条3項に基づいて算定される損害額は、本件各作品の「販売価額(税込)」の金額から10%を控除した金額に各作品の閲覧数7410回を乗じて、それぞれ、X1は3億6886万9059円、X2は3億9020万9859円、X3は8億1968万6790円と認定しました。これらに、各損害額の10%に相当する弁護士費用相当損害金を認定し、本件作品に係る出版権及び独占的利用権の侵害の不法行為に係るXらの損害額を、それぞれ、X1は4億575万5964円、X2は4億2923万844円、X3は9億165万5469円と認定しました⁴。

この点、Yは、本件サイトと同規模の漫画閲覧サイト運営者(漫画定額読み放題サービスサイト)とXらとの間で締結されるべきライセンス利用契約のライセンス料を基礎に損害額を算定すべきである旨主張しました。

裁判所は、本件作品のうち電子配信の対象となっていない作品についてはYの主張が妥当する余地はなく、その他の本件作品についても、Xらは、自ら又は完全子会社が管理・運営する電子配信サイトを通じて有償でのみ電子配信しているのにおいて、これらの作品が漫画定額読み放題サービスの対象とされていることを認めるに足りる証拠はないから、Xらにとっては本件作品を同サービスの対象とする動機はなく、仮に本件作品を同サービスの対象として利用許諾契約を締結するとすれば、本件作品の販売価格と同額ないしこれに近い額を利用料として設定すると考えることには合理性があると述べ、Yの主張を排斥しています。

4 コメント

(1) 関連裁判例

本件サイトに関する裁判例としては、①4名の運営関係者について著作権法違反等を認めた刑事事件(福岡地判令和元年11月7日、同地判令和元年12月5日、同地判令和2年3月18日、

⁴ Xらが主張した損害額との相違は、「販売価額(税込)」の金額から10%を控除した点のみです。

[次ページへ続く](#) ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

同地判令和3年6月2日)、②本件サイトに広告を出稿した広告代理店に公衆送信権侵害の幫助責任を認めた漫画村広告代理店事件(東京地判令和3年12月21日及び控訴審の知財高判令和4年6月29日)があります。

(2) 公衆送信・送信可能化⁵

上記の刑事事件のうち、前者3つの判決は、第三者がアップロードしていた画像データをダウンロードして本件サイトにアップロードした行為(又はアップロードした者との共謀行為)について、送信可能化による著作権侵害を認定した一方、令和3年6月2日の判決は、リバースプロキシを利用した送信可能化(情報が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加える行為、及び、自動公衆送信装置に情報を入力する行為)を認めた初めての判決です⁶。この判決では、第三者サーバの記録媒体は、本件サイトが運営するサーバに画像データを供給している点で、「機能的にみて、(本件サイトの)サーバに接続された記録媒体に当たると評価できる」として、リバースプロキシの設定によるインターネット経由での仮想的な接続も、記録媒体を「加える」行為に当たると判断しました。この点に関し、当該第三者サーバは既に公衆送信を行っているため、その記録媒体は「公衆送信記録媒体」となっており、条文の文言上は「加える」行為の対象とはならないとの指摘がなされています⁷。

本件判決では、自動公衆送信装置である本件サイトのサーバに、「第三者サーバから取得した本件作品の画像データを記録し(画像データのキャッシュがある場合)、又は画像データが記録された第三者サーバの当該画像データを記録保存している部分を自己の公衆送信用記録媒体として加え(キャッシュがない場合)」たと認定しており、公衆送信用記録媒体に情報を記録する行為、及び、情報が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加える行為を送信可能

化として認定しています。後者の行為についての判断は、前述の刑事事件の裁判所の「加える」行為の判断と同様といえます。

(3) 損害額の計算

本件判決では、Xらは主位的主張として著作権法114条3項に基づく損害額を主張し、予備的主張として同条1項に基づく損害額を主張しました。裁判所は、主位的主張に基づく損害額の主張を概ね認容し、予備的主張は主張された損害額がその額を下回るため判断しませんでした。

この点、前記の②漫画村広告代理店事件⁸の控訴審では、漫画家の原告が、損害額は著作権法114条1項に基づいて算定された損害額の明示の一部請求である旨の主張を選択的に追加したところ、知財高裁は、本件サイトの月間訪問者数及び訪問者1人当たりのPV数を主な算定根拠として、著作権法114条1項にいう「受信複製物」⁹の数量につき、「少なく見積もったとしても、平均して、漫画1冊当たりの『受信複製物』の数量は、(本件サイトの)訪問者数の5割を下回らない(換言すると、『受信複製物』の数量をPVの約5%、二度の訪問当たり1冊にとどめることとする。)」と認定しました。

しかし、受信複製物は、当時の条文上も、「公衆送信が公衆によって受信されることにより作成された著作物又は実演等の複製物」と定義され、受信複製物は閲覧者によってダウンロードされている必要がある旨の裁判例もあり¹⁰、ストリーミング配信されていた(ただし、ダウンロードも可能であった)本件サイトにおいて、上記のように(ストリーミング形式での)閲覧数から受信複製物の数量の認定を行う手法に疑問が呈されていました¹¹。

本件でも、Xらの予備的主張について、Yから著作権法114条1項の「譲渡等数量」は「受信複製物」に限定される旨の主張がなされていたところであり、ストリーミング形式での閲覧における「(侵害)受信複製物」の数量の認定の精緻化が望まれます。

⁵ 送信可能化(著作権法2条1項9号の5イ及びロ)には、①公衆送信用記録媒体に情報を記録する行為、②情報が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加える行為、③情報が記録された記録媒体を公衆送信用記録媒体へ変換する行為、④自動公衆送信装置に情報を入力する行為(以上が本号イ)、⑤自動公衆送信装置をインターネットに接続する行為(本号ロ)があります。

⁶ 奥郵弘司「リバースプロキシを利用して漫画の海賊版をウェブサイトへ掲載する行為が送信可能化に当たるとされた事例－漫画村事件(著作権侵害部分に限って)－」(発明2022年1月)62頁。

⁷ 前掲注6)62～63頁。

⁸ 原審では、原告は、著作権法114条1項を持ち出すことなく、逸失利益(売上減少額)としての損害額(1000万円)及び弁護士費用相当損害金(100万円)を主張し、全額認容されています。

⁹ 「受信複製物」は、令和5年著作権法改正により、「侵害受信複製物」として、「侵害組成公衆送信を公衆が受信して作成した著作物又は実演等の複製物」と定義されました。

¹⁰ 知財高判令和2年10月6日(裁判所ウェブサイト)12～13頁は、「受信複製物」は単に公衆送信された電磁データを受信者が閲覧した数量ではなく、ダウンロードして作成された複製物の数量を意味するとして、公衆が閲覧したPVしか認定できない本件において、受信複製物の数量はPV数の1割にとどまるとした原判決の判断を支持しています。

¹¹ 谷川和幸「判例研究 知財高判令和4年6月29日「漫画村」に広告料を支払った広告代理店が公衆送信権侵害の幫助責任を負うとされた事例」(Law & Technology No.97, 2022年10月)82～83頁、高野慧太「海賊版サイトに広告を提供した広告代理店の責任」令和4年度重要判例解説(ジュリスト1583号)248頁。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不正競争

アマゾンへの商標権侵害の申告が不正競争行為に該当すると判断した事例
(不競法2条1項21号)秋田 康博
PROFILEはこちら

大阪地裁(26部)令和6年3月18日判決(令和5年(ワ)第893号)裁判所ウェブサイト〔簡易トイレ事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、簡易トイレ等に関する商標(Y商標)に係る商標権(商標登録第6533721号)を有するY1が、Xによる、ECサイトのアマゾンにおけるX商品の販売行為がY1の商標権を侵害するとして、アマゾンに対して、Xの上記販売行為がY1の商標権を侵害する旨申告した(本件申告)ところ、Xが、本件申告が不正競争防止法(不競法)2条1項21号の不正競争行為¹に該当する旨主張して、Y1に対し、不競法4条に基づく損害賠償請求等を、またY1が代表者を務め、簡易トイレ等を販売する会社であるY2に対し、会社法350条に基づく損害賠償請求を行った事案です。

2 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり、本件申告が不正競争行為に該当し、またY1には過失があったとして、YらのXに対する損害賠償責任を認めました。

(1)不正競争行為該当性について

まず、「事実」の告知に関して、Yらは、X商品のパッケージがY商標に酷似していることを前提に、アマゾンの意見を求めたものであって、意見の表明にすぎない旨主張しました。これに対して裁判所は、商標権侵害との断定的表現は含まれていないものの、商標権侵害の事実を唆唆する内容が含まれていること、申告の種類として「権利侵害の申告」を選択して申告していることなどを指摘して、単なる主観的な意見の表明にとどまらず、事実の告知に当たると認定しました。

次に、その申告が「虚偽」であることについて、裁判所は、「虚偽」とは、客観的事実に反する事実であるとした上で、本件申告

が客観的事実に反するか、すなわちX商品の標章がY商標に係る商標権を侵害しないといえるかを検討しました。

本稿は不競法の観点から裁判例を紹介するものであるため、商標の類否に関する詳細は割愛いたしますが、X商品の標章「Qbitいつでも簡単トイレ」のうち「いつでも簡単トイレ」について、「いつでも」「簡単」は商品の使用時期、方法、効能を表示するものにすぎず、また「トイレ」は普通名称であるとして、出所識別機能を有しないとし、「Qbit」の部分が強い出所識別機能を有しているとしました。その上で、これとY商標(いつでもどこでも簡単トイレ)のうち出所識別機能を有する赤ちゃん様の絵柄部分とを対比すると、両者は類似せず、XによるX商品の販売行為はY商標に係る商標権を侵害する行為に当たらないとして、本件申告を「虚偽」のものとして認めました。

(2)故意又は過失について

裁判所は、「競争者により自己の知的財産権が侵害されたとして取引先等にこれを告知するに際しては、告知者は、少なくとも非侵害品に基づく虚偽の告知とならないように調査を尽くすべき注意義務を負い、このことは告知の相手方がECサイトやいわゆるプラットフォームであっても同様である。加えて、(中略)アマゾン所定の申告フォームを利用した権利侵害申告においては、「侵害されたと思われる知的財産権の特定の情報」と「侵害の内容」を報告しなければならず、当該申告が承認された場合には、責任のある者に対して出品停止を含む適切な措置がとられることとなり、知的財産権に関する質問は専門家に相談するよう案内されており、これによると、申告にあたって、権利侵害の事実について十分調査検討すべき注意義務を負っていることが容易に理解できるところである。」とした上で、Y1が本

¹ 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

[次ページへ続く >](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

件申告をするに当たり、注意義務を尽くしたと認めるに足りる証拠はないとして、Y1の過失を認めました。

なお、過失の存否に関するY1の具体的な主張は判決文中には記載されておらず、Yらからは、Y1に過失がなかったことに関する主張がほとんどされなかったものと思われま

(3) 違法性阻却について

Yらは、本件申告は商標権の行使として正当な行為であり、違法性が阻却される旨主張しました。しかしながら、裁判所は、(一般的に)違法性阻却の抗弁が解釈上成立し得るとしても、と留保を置いた上で、本件事案の下では違法性阻却は認められないとして、Yらの主張を排斥しました。

3 コメント

知的財産権を有する(と主張する)者からのプラットフォームに対する権利侵害に係る申告が不正競争行為に該当するとして損害賠償責任を認めた裁判例としては、商標権侵害との申告が問題となった東京地判令和2年7月10日(本NL2020年11月号)や、著作権侵害との申告が問題となった大阪高判令和6年1月26日(本NL2024年3月号、春号)などがありますが、本裁判例はこれらの裁判例と軌を一にするものです。

知的財産権等を有する事業者において、競合事業者による権利侵害行為があると考える場合に、当該競合事業者が利用するプラットフォームに対して権利侵害の申告をすることで、競合事業者による権利侵害行為を差し止めるという対応をとることは一般に想定されます。裁判手続等によらずに簡易かつ早期に侵害行為の抑止や被害回復が図れることから、そうした対応をとることに一定のメリットがあるといえます。他方で、本件のように、最終的に権利侵害がないと判断された場合には、「虚偽」の申告として不正競争行為に該当し、不正競争防止法に違反することになる恐れがあります。権利侵害が明らかとはいえない場合においては特に、不用意に賠償責任を負うことがないよう、注意義務を尽くしたといえる程度に慎重に権利侵害に係る検討をし、その裏付けを取っておくことが求められます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



事務所 News

ALB IP rankings 2024にて 当事務所の知的財産グループは高い評価を得ました

トムソンロイター社出版のAsian Legal Business(ALB)2024年5月号のIP Rankings 2024において、当事務所はJapan DomesticのPatents部門において、8年連続の高い評価(Tier 2)を得ました。また、Japan DomesticのCopyright/Trademarks部門においても高い評価(Tier 2)を得ました。

[Asian Legal Businessのウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

Benchmark Litigation Asia-Pacific 2024にて 当事務所の知的財産グループは高い評価を得ました

Benchmark Litigation Asia-Pacific 2024のIntellectual property分野において、当事務所の弁護士及び知的財産グループが高い評価を得ました。

【分野】 Intellectual property: Tier 3

【弁護士】 重富貴光: Litigation Star

[Benchmark Litigation Asia-Pacific 2024のウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)



執筆情報のご案内

「生成AIに関連する法的問題点／

第1回：生成AIの開発・学習段階における著作物の利用と著作権法30条の4」

執筆者 平野恵稔 手代木啓

書籍名 NBL 1265号

出版日 2024年5月1日

出版社等 株式会社商事法務

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。